

第26回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年 7月24日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 70号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 13件 |
| 第 5 | 報告第 71号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 6 | 議案第135号 現況証明願について | 5件 |
| 第 7 | 議案第136号 農業振興地域整備計画の変更について | 11件 |
| 第 8 | 議案第137号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第139号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 20件 |

○出席委員(16名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 澁谷 洋 君 | 2番 | 高松 俊男 君 | 3番 | 高原 文男 君 |
| 4番 | 橘 澄子 君 | 5番 | 嶋中 勝 君 | 6番 | 甲斐やす子 君 |
| 7番 | 森田 享子 君 | 8番 | 大泉 義明 君 | 9番 | 渡邊 裕義 君 |
| 10番 | 平間 清 君 | 11番 | 類瀬 正幸 君 | 12番 | 熊谷 英二 君 |
| 13番 | 津野 斉 君 | 14番 | 笛木 眞一 君 | 15番 | 高橋 政寿 君 |
| 16番 | 佐瀬日出夫 君 | | | | |

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

- 番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第26回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時19分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・澁谷君 2番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第26回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第70号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第70号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容13件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号12まで内容12件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号12まで内容12件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第70号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり13件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、89.3ha。

指名年月日、令和元年7月3日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、高橋委員、嶋中委員、笛木委員。

なお、番号2から番号12まで、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、4.8ha。

番号3。

申出面積、5.9ha。

番号4。

申出面積、13.1ha。

番号5。

申出面積、9.2ha。

番号6。

申出面積、13.4ha。

番号7。

申出面積、9.6ha。

番号8。

申出面積、9.9ha。

番号9。

申出面積、23.9ha。

番号10。

申出面積、16.2ha。

番号11。

申出面積、24.0ha。

番号12。

申出面積、4.8ha。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号12まで内容12件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1。

あっせん譲渡申出者、
さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、嶋中委員、笛木委員。

報告年月日、令和元年 7 月 1 1 日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、ヌマオロ 8 - 1。

現況地目、畑。

面積、35, 709 m²外 14 筆、合計 15 筆で 893, 184. 05 m²。

価格、20, 329, 000 円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて、土地の所在、虹別原野 56 - 1。

現況地目、畑。

面積、48, 369 m²。

価格、3, 386, 000 円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野 639 - 1。

現況地目、畑。

面積、49, 568 m²外 3 筆、合計 4 筆で 59, 717 m²。

価格、4, 102, 000 円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野 401 - 1。

現況地目、畑。

面積、6, 760 m²外 6 筆、合計 7 筆で 131, 981 m²。

価格、9, 103, 000 円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野 58 線 132 - 1。

現況地目、畑。

面積、35, 964 m²外 3 筆、合計 4 筆で 92, 954 m²。

価格、6, 071, 000 円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野 50 - 1。

現況地目、畑。

面積、22, 469 m²外 9 筆、合計 10 筆で 134, 221 m²。

価格、6, 644, 000 円。

譲受人氏名は、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野69線104。

現況地目、採放地。

面積、49,229㎡外1筆、合計2筆で96,642㎡。

価格、5,937,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

次のページに続きます。

続きまして、土地の所在、虹別原野59線131-6。

現況地目、採放地。

面積、990㎡外6筆、合計7筆で99,616㎡。

価格、6,907,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野11-1。

現況地目、畑。

面積、30,167㎡外5筆、合計239,725㎡。

価格、14,863,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野16-1。

現況地目、畑。

面積、44,510㎡外13筆、合計14筆で162,529㎡。

価格が、9,603,000円。

譲受人氏名が、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野230-1。

現況地目、畑。

面積、10,978㎡外13筆、合計14筆で240,262㎡。

価格、14,326,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野713-1。

現況地目、畑。

面積、48,192㎡。

価格が、2,505,000円。

譲受人氏名が、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

合計85筆、合計面積2,247,392㎡、合計価格101,271,000円。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第71号、番号2について報告致します。

令和元年7月3日に、あっせん委員の指名があり、7月11日に嶋中委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成26年度農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社が取得した農地を、XXXXXXXXXXさんが借上げ、今年度公社より売渡しを受ける案件となっております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

以上をもって、報告第71号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第135号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第135号、現況証明願について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第135号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり5件であります。

番号1。

土地の所在、字阿歴内原野北1線177-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、19,230㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員は、高原委員、甲斐委員、橘委員。

調査年月日は、令和元年7月12日。

なお、番号2につきまして、地目、農地区分、利用状況、調査員氏名、調査年月日が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の所在、字阿歴内原野北2線176-2。

面積、1,501㎡。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第135号、番号1及び2について報告致します。

7月9日付けで調査依頼がありまして、7月12日に高原委員、橘委員と事務局より小幡係長と私で現地調査をまいりました。

資料の1ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、面積の半分は湿地帯で、15年以上耕作していない土地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字雷別93-11の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、7,817.34㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXさん。

調査委員は、高原委員、甲斐委員、橘委員。

調査年月日は、令和元年7月12日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第135号、番号3について報告致します。

7月9日付けで調査依頼がありまして、7月12日に高原委員、橘委員、事務局より小幡係長と私で現地調査をしてみました。

この現況証明願に関しては、砂利採取にかかるものです。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してみました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-6。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、17,637㎡外4筆、合計面積は31,848㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況、未利用地となっております。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員は、大泉委員、甲斐委員、笛木委員。

調査年月日は、令和元年7月18日。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第135号、番号4について報告致します。

7月9日付で調査依頼がありまして、7月18日に甲斐委員、笛木委員と事務局より小幡係長と不藤主任と私で現地調査をまいりました。

資料の7ページから8ページをご覧ください。

当該地の現況は、住宅周辺は湿地帯で10年以上耕作していない土地となっております。

また、河川敷と道路に挟まれた土地は原野となっており、隣接農地とははっきりと区別されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて、番号5を議題と致します。

なお、 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（ 君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

土地の所在、字虹別原野450-7。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、3,650㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名は、[]さん。

申請者名、[]さん。

調査委員は、大泉委員、甲斐委員、森田委員。

調査年月日は、令和元年7月18日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第135号、番号5について報告致します。

7月10日付けで調査依頼がありまして、7月18日に甲斐委員、森田委員と事務局より小幡係長と不藤主任と私で現地調査をしてみました。

資料の10ページから11ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきり分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（[]君復席）

以上をもって、議案第135号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第136号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7、議案第136号、農業振興地域整備計画の変更について、内容11件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第136号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり11件となっております。

番号 1。

区分、除外。

地番、宇熊牛原野 1 2 番地 5。

現況地目、雑種地。

面積、2, 0 9 5 m²の内 1 4 0 m²。

事業計画の名称、太陽光発電設備の送電用施設設置。

事業主体、[redacted]、[redacted]さん。

事業開始、7月1日。

事業の規模等、送電用設備一式。

土地所有者、[redacted]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽光発電施設の送電用施設を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号 1 につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9 番・渡邊君。

○9 番（渡邊裕義君） 9 番・渡邊です。

議案第 1 3 6 号、番号 1 について報告を致します。

7月17日に事務局より調査の依頼がありました。

7月19日に嶋中委員、高松委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行っております。

申請地は参考資料の 1 1 ページから 1 8 ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[redacted]さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請をし、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われま。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告と致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあられました 9 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字熊牛原野15線東41番地3。

現況地目、原野。

面積、9,432㎡外3筆、合計4筆で14,211㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル1,620枚。

土地所有者は、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、事業計画の名称、事業主体、事業開始、事業の規模等、土地所有者、事業の必要性、緊急性、土地選定の理由が、番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

区分、除外。

地番、字熊牛原野15線東38番地6。

現況地目、原野。

面積、17,637㎡の内7,581.43㎡。

なお、番号2、番号3につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

議案第136号、番号2及び番号3について報告致します。

7月16日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に笛木委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長、不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の19ページから30ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[]さんが太陽光施設建設のため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号4について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字虹別405番地。

現況地目、原野。

面積、5, 237㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、[]、[]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル1, 080枚。

土地所有者、[]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号4につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○ 8 番（大泉義明君） 8 番・大泉です。

議案第 1 3 6 号、番号 4 について報告致します。

7 月 1 6 日に事務局より調査の依頼があり、7 月 1 8 日に甲斐委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 3 1 ページから 3 6 ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽光発電施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○ 会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○ 会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 4 については原案可決されました。

続いて番号 5 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○ 農地係（大河原広君） はい。

番号 5 について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字熊牛原野 2 1 線東 1 7 番地 2。

現況地目、原野。

面積、4, 7 4 4 m²。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル 2 5 2 枚。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整

備も容易であります。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号5につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第136号、番号5について報告を致します。

7月11日に事務局より調査の依頼があり、7月19日に嶋中委員、高松委員と私、事務局より大河原主事と現地調査を行っております。

申請地は参考資料の37ページから41ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽光施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われれます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認をしております。

除外しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号6について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字栄99番地2。

現況地目、雑種地。

面積、15,458㎡の内3,760.63㎡外2筆、合計3筆で3,826.17㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル540枚。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易であります。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号6につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第136号、番号6について報告致します。

7月17日に事務局より調査の依頼がありました。

7月19日に嶋中委員、高松委員と私、事務局より大河原主事と現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の42ページから49ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号7。

区分、除外。

地番、字西標茶 8 1 番地 1。

現況地目、牧場。

面積、96, 316 m²の内 479 m²。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、[redacted]、[redacted]さん。

事業開始、8月5日。

事業の規模等、通信用鉄塔等一式。

土地所有者、[redacted]さん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号7につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第136号、番号7について報告致します。

7月17日に事務局より調査の依頼があり、7月19日に嶋中委員、高松委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の50ページから57ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[redacted]さんが電気通信基地局設備の設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおり確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

なお、[redacted]番・[redacted]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君）はい。

番号8について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字西標茶25番地1。

現況地目、畑。

面積、75,396㎡の内1,342.32㎡外1筆、合計2筆で1,346.51㎡。

事業計画の名称、育成牛舎・ロール置場整備事業。

事業主体、[redacted]、[redacted]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成牛舎210.77㎡、ロール置場730.3㎡。

土地所有者、[redacted]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号8につきましては、調査委員であります高松委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松。

議案第136号、番号8について報告致します。

7月17日に事務局より調査の依頼があり、7月19日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の57ページから63ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[redacted]さんが農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、また変更しようとする面積は記載のとおり確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

(君復席)

お諮り致します。

番号9から番号10まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号10まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号9について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北1線177番地3。

現況地目、原野。

面積、19,230㎡。

事業主体、川上郡標茶町川上4丁目2番地、標茶町。

土地所有者、 さん。

土地選定の理由、基礎調査による標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環となっております。

なお、番号10につきましては、事業主体、土地選定の理由が番号9と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号10。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北2線176番地2。

現況地目、原野。

面積、1,501㎡。

土地所有者、 さん。

なお、番号9、番号10につきましては、調査委員であります甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第136号、番号9及び10について報告致します。

7月9日に事務局より調査の依頼があり、7月12日に高原委員、橘委員と私、事務局より小幡係長と不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農振農用地区域から除外する必要が生じたため、除外が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思えます。

この除外を受けようとする農地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

また、周辺農地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号10まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号11について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字上多和10番地1。

現況地目、畑。

面積、12,958㎡の内9,800㎡。

事業計画の名称、牛舎新築事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎903.96㎡、パドック524.88㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号11につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第136号、番号11について報告致します。

7月16日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に笛木委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長、不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の64ページから68ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで畜産経営を行うXXXXXXXXXXさんが、農業用施設を建設するため、農振農用

地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、変更しようとする面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

以上をもって、議案第136号、内容11件は原案可決されました。

◎議案第137号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8、議案第137号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第137号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和10-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,800㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、牛舎・パドック・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎、903.96㎡。

パドック、524.88㎡。

作業スペース、8,371.16㎡。

事業費、60,000,000円。

調査委員は、笛木委員、大泉委員、甲斐委員となっております。

なお、番号1につきましては調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第137号、番号1について報告致します。

7月16日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に笛木委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長、不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の64ページから68ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請地は、XXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第137号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第138号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第138号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

申請者は、厚生で営農している [] さんと、貸主の []

[] さんの土地に、牛舎建設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（ [] 君復席）

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号3について説明させていただきます。

所有者、 []、 [] さん。

転用者、 []、 [] さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野696-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,616.28㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、哺育舎施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

哺乳牛舎、320.94㎡。

作業スペース、1,235.34㎡。

事業費、23,710,773円。

調査委員、甲斐委員、高原委員、橘委員となっております。

なお、番号3につきましては、調査委員であります甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第138号、番号3について報告いたします。

7月9日に事務局より調査の依頼があり、7月12日に高原委員、橘委員と私、事務局より小幡係長、不藤主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の76ページから79ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、■■■■で営農している■■■■さんで、貸主の■■■■さんの土地に、牛舎建設を目的とした、永久転用の申請をするものであります。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第138号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第139号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第139号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容20件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで、内容7件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第139号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり20件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野401-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,760㎡外6筆、合計面積は131,981㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年7月29日。

対価の支払期限、令和元年8月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、9,103,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号7まで、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野639-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,568㎡外3筆、合計面積は59,717㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、4,102,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野59線131-6。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、990㎡外6筆、合計面積は99,616㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、6,907,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野713-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,192㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、2,505,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,167㎡外5筆、合計面積は239,725㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、14,863,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野56-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,369㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、3,386,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野69線104。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、49,229㎡外1筆、合計面積は96,642㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、5,937,000円。

なお、番号1から番号7につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については原案可決されました。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君）はい。

番号 9。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 5 0 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2 2, 4 6 9 m²外 9 筆、合計面積は 1 3 4, 2 2 1 m²。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年 7 月 2 9 日。

対価の支払期限は、令和元年 8 月 3 1 日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、6, 6 4 4, 0 0 0 円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号 1 0 から番号 1 3 まで、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号 9 と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号 1 0。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 1 6 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 4, 5 1 0 m²外 1 3 筆、合計面積は 1 6 2, 5 2 9 m²。

価格、9, 6 0 3, 0 0 0 円。

番号 1 1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 5 8 線 1 3 2 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3 5, 9 6 4 m²外 3 筆、合計面積は 9 2, 9 5 4 m²。

価格は、6, 0 7 1, 0 0 0 円。

番号 1 2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 2 3 0 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1 0, 9 7 8 m²外 1 3 筆、合計面積は 2 4 0, 2 6 2 m²。

価格は、1 4, 3 2 6, 0 0 0 円。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字ヌマオロ8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,709㎡外14筆、合計面積は893,184.05㎡。

価格は、20,329,000円。

なお、番号9から番号13までについては、あっせん案件でありますので改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号13まで内容5件については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字虹別原野67線122-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、34,910㎡外6筆、合計面積は89,623.77㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年7月29日から令和6年7月28日まで。

土地の引渡時期は、令和元年7月29日。

金額は、年間277,833円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第139号、番号14について報告致します。

7月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野718-25の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、48,483㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年8月6日から令和11年8月5日まで。

土地の引渡時期は、令和元年8月6日。

金額は、年間96,966円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笹木眞一君） 14番・笹木です。

議案第139号、番号15について報告致します。

7月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

お諮り致します。

番号16から番号17まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野20-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,340㎡外2筆、合計面積は129,849㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年7月29日から令和11年7月28日まで。

土地の引渡時期は、令和元年7月29日。

金額は、年間415,516円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号17につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が、番号16と同じですので説明を省略させていただきます。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野46-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,219㎡外1筆、合計面積は、95,023㎡。

金額は、年間304,073円。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第139号、番号16及び番号17について報告致します。

7月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号18を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君）はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字標茶675-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,985㎡外6筆、合計面積は162,187㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年7月29日から令和10年7月28日まで。

土地の引渡時期は、令和元年7月29日。

金額は、年間433,219円。

支払方法は、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第139号、番号18について報告します。

7月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

お諮り致します。

番号19から番号20まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

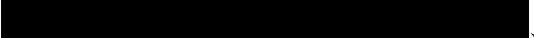
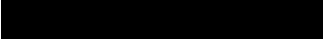
よって、番号19から番号20まで内容2件を、一括議題と致します。

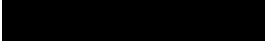
事務局より内容説明させます。

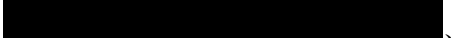
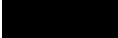
振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線189-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,453㎡外6筆、合計面積は186,671㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年7月29日から令和6年7月28日まで。

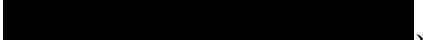
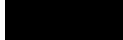
土地の引渡時期、令和元年7月29日。

金額は、年間560,013円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号20につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号19と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号20。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字阿歴内147-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、67,171㎡外12筆、合計面積は302,728㎡。

金額は、年間908,184円。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

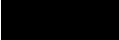
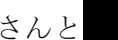
○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

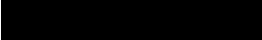
○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第139号、番号19から番号20について報告致します。

7月16日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんとさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、

常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号19から番号20まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第139号、内容20件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第26回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第26回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前12時00分閉会）